

ることが確認された場合には博士の学位を授与することができる。

第20条 本学則に定めるもののほか、本大学院における学位の授与に関して必要な事項は別に定めるところによる。

第6章 入学、専攻の変更、休学、退学及び留学

第21条 本大学院の博士前期課程は、次の各号のいずれかに該当し、かつ入学検定に合格した者について入学を許可する。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- 五 大学に3年以上在学した者、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本大学院において認めた者
- 六 その他、本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

第22条 本大学院の博士後期課程は、次の各号のいずれかに該当し、かつ入学検定に合格した者について入学を許可する。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 四 その他、本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第23条 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

第24条 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

第25条 本大学院を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた研究科に限り、これを許可することがある。

2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

3 本条による再入学については、第33条及び第34条の規定を準用する。

第26条 入学後1年以上を経た者が、研究科内における専攻の変更を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

第27条 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、学長の許可を得て、博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間で限度に休学することができる。

3 休学期間は、通算して博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

第28条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第29条 願出期日より3カ月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

第30条 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実

験費を減免する。

第 31 条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第 32 条 外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として 1 年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て、博士前期課程では更に 1 年間、博士後期課程では更に 2 年間で限度に留学期間の延長を認めることができる。

3 留学期間は、通算して博士前期課程で 2 年、博士後期課程で 3 年を超えることができない。

4 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

5 留学の許可を得た者が、留学した大学院において修得した単位については、研究科委員会の議を経て、第 10 条第 1 項から第 5 項までに基づいて修得した単位と合わせ、博士前期課程と博士後期課程を通じて合計 10 単位を限度として本大学院において修得したものとして認定することができる。

6 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

7 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料その他

第 33 条 本大学院に入学を出願する者は、別表 2 の入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

第 34 条 本大学院に入学を許可された者は、別表 2 の入学金並びに別表 3 の授業料及び施設設備費、その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

第 35 条 学生は、別表 3 の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 人文科学研究科心理学専攻、臨床心理学専攻及び自然科学研究科の学生は、前項に定めるもののほか、別表 3 の研究実験費を納付しなければならない。

3 学生は、前 2 項のほか、履修科目に応じ、別に定めるところにより履修費及び実習費を納付しなければならない。

第 36 条 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表 4 による。

第 37 条 科目等履修生として願い出の場合の選考料は、別表 5 による。

2 科目等履修生の納付すべき登録料及び履修料は、別表 5 による。

第 38 条 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。

第 39 条 交流学生の納付すべき履修料は、別表 5 による。

第 40 条 第 33 条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより入学検定料及び入学金、授業料その他の納付金を減免することができる。

第 41 条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第 42 条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第 1 学期に退学する場合、所定の手続きにより、第 2 期分の授業料を返付することがある。

第 8 章 教員組織及び運営組織

第 43 条 本大学院における授業及び指導は、本大学の教授、准教授又は特別任用教授がこれを担当する。